

障害のあるお子さんのために

障害児通所支援について

問 市役所南館3階 発達支援課 ☎072-620-1633

支援の種類

- ①児童発達支援
未就学の児童に日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等、またはこれに併せて治療(※)を行う。
(※旧医療型児童発達支援に限る)
- ②放課後等デイサービス
就学中の児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流促進等を行う。
- ③保育所等訪問支援
保育所等に通う児童に、その施設を訪問し、対象児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
- ④居宅訪問型児童発達支援
医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援等を行う。

利用の手続きについて

左記支援の利用には、「通所受給者証」が必要です。申請に必要な書類のご提出と保護者との面接により、お子様の状況等を確認のうえ、ご利用の要否を判断させていただきます。また初回の申請時の面接はご予約が必要です。詳細については、発達支援課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。



通所支援事業所一覧

障害児通所支援の各事業所については、茨木市こども育成部発達支援課ホームページ内に一覧表を掲載しておりますので、ご確認ください。開所日時、支援内容等の詳細は事業所へお問い合わせください。



児童発達支援センター

児童発達支援センターは通所利用のこどもやその家族に対する支援を行うとともに、施設の専門性を活かし、地域の障害のあるこどもやその家族への相談、地域の事業所への援助・助言等を行う、地域の中核的な支援施設です。

	名称	所在地 電話番号	開所日時	内容
児童発達支援センター	あけぼの学園	西穂積町8-11 ☎072-627-6010 【地域支援・相談】 ☎072-626-0105	月～金曜日 9:00～17:00	<p>【毎日通園】 (対象)・3歳～就学前 ・発達に支援の必要性が認められること ・日々の通園が可能であること ●発達に支援の必要な幼児を対象に小集団のなかで、一人ひとりに合わせた支援を行い、成長・発達を促すことを目的としています。 ※通園バスによる幼児のみの単独通園が原則です。</p> <p>【地域支援(保育所等訪問支援)】 (対象)・集団生活をしている(する予定の)児童 ・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他集団生活を営む場として地方自治体が認めたものに通っている(通う予定の)児童 ●訪問を通して集団生活がスムーズに送れるように、お子さんと訪問先スタッフへの支援を行います。</p> <p>【相談支援事業】 基本相談支援、障害児相談支援を0～18歳未満を対象に行います。</p>
	藍野療育園	東太田一丁目4-39 ☎072-627-8471	月～金曜日 9:00～17:00	<p>【通園部門】 (対象)・0歳～就学前 ・運動や知的、精神の発達に遅れがあり、保護者と通園できること ●保育や訓練に限らず、給食や行事等を通して、将来的な地域での自立を目指した社会適応力を養います。また、医師、看護師等による医療ケアは常時対応しています。</p> <p>【地域支援部門(保育所等訪問支援)】 (対象)・0～18歳未満 ・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他集団生活を営む場として地方自治体が認めたものに通っている(通う予定の)児童 ●訪問を通して、集団生活をスムーズに送れるように、お子さんや訪問先スタッフへの支援を行います。</p> <p>【相談支援事業】 基本相談支援、障害児相談支援、計画相談支援、地域相談支援を行います。</p>

その他の発達が心配なお子さんとその家族をサポートする情報をまとめた冊子【支援の手引き～発達が心配なお子さんのために～】を作成しています。市ホームページからもご覧いただけます。



大阪府吹田子ども家庭センター

問 ☎06-6389-3526 FAX 06-6369-1736

こどもの発達に関する相談や、療育手帳の判定(18歳未満)を行っています。

住 所 ▶ 吹田市出口町19-3

大阪府茨木保健所 問 ☎072-624-4668

家庭訪問や相談

慢性疾病、身体障がいのあるお子さん(18歳未満)を対象に保健師が訪問や面接、電話での相談に応じています。

療育相談

予約制で、医師、心理判定員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、保健師が療育についての個別相談をしています。

住 所 ▶ 大住町8-11

障害のあるお子さんのための手当と助成

問 市役所南館2階 障害福祉課 ☎072-620-1636

障害のある児童やその養育者に対する手当・医療費の支給を行っています。詳しくは▶P55~56「手当と医療費の助成」をご覧ください。

手帳の申請や各種の負担軽減措置など詳しいことは障害福祉課へお問い合わせください。冊子「障害者福祉のてびき」を窓口にて用意しています。(市ホームページからもご覧いただけます。)